

第62回議会運営委員会記録

令和7年9月1日

【開催日】 令和7年9月1日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後4時～午後7時9分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】 なし

【参考人出席者】

参考人	中島好人	参考人	山田伸幸
-----	------	-----	------

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書
- 2 第10回議会運営委員会における諮問事項について
- 3 その他

午後4時 開会

宮本政志委員長 お疲れさまです。ただいまから第62回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項の1点目、日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書に入ります。それでは、先ほど申しました付議事項について、こちらを議題として審査を行います。本日は参考人として中島好人議員、山田伸幸議

員の出席を得ております。それでは、委員会を代表して、参考人のお2人に一言御挨拶を申し上げます。本日は、本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。本日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、この後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人からは委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あわせて御了承願います。それでは、委員から参考人に対する質疑を求めます。委員からの質疑に入りますが、何か一言ございますか。

中島好人参考人 どうもありがとうございます。委員会の冒頭ではありますが、参考人として意見を述べたいと思います。初めに……

宮本政志委員長 中島参考人、お待ちください。先ほど委員会の進行を説明しました。本来ならば、参考人から御説明を先に頂くというのが順序なんです。この件はこれまで議会運営委員会の中でいろいろ議論をしてきて、参考人は同僚議員でございますので、説明は頂かなくても大丈夫かなという観点からいきなり質疑に入りました。先ほどの中島議員の発言は、先に参考人から説明したいということの申入れだと思っておりますので、こちらは私が認めましょう。参考人として説明がしたいということですね。では、どうぞ。

中島好人参考人 ありがとうございます。委員会の冒頭ではありますけども、参考人として意見を述べさせていただきます。初めに指摘したいのは、当議員団が発行している明るいまちの記事など、議会外の議員の政治活動に対して、議会がどのような法的な権限と根拠を持って審査できるのかを明確にする責任があるのではないかとということでもあります。そもそも、樋口氏の出した陳情書は、名誉毀損事件と言っているように、本来は司法の場で提起されるべき問題を市議会が審議できるのかという問題

でもあります。地方自治法や会議規則、委員会条例などによって、法に基づく活動を行う議会の大前提は、その行為が法律に基づいているのかを明確にする責任があるからです。そもそも今回、樋口氏が問題にした明るいまちの記事は、ある同僚議員への公選法違反を口実にしたビラやユーチューブによる追及行動を問題にし、そのユーチューブチャンネルが山陽小野田市市議会の名で発信されていることを問題にしています。本来、公職選挙法違反事件は司法的な判断が求められる事例であって、議員個人に見解を聞くような問題ではないし、まして市役所内で公務で来た市会議員を追いかけ回し、家族まで脅迫してユーチューブで発信した行為を批判したものでありますが、同僚議員が言われなき攻撃を受けているときに当然の批判ではありませんか。第一、公選法の専門家でもない樋口氏が、勝手に公選法違反との口実で行った追及行動は、法的にも道義的にもそぐわない違法性の高い行為と言わざるを得ません。公選法違反というならば、司法に刑事告発すべきもので、樋口氏個人が何の権利があって同僚議員を追及できるのか。そのほうが問題ではありませんか。我々の調査ではこの追及行動は、別の理由があったことが既に明確になっていますから、なおさらのことです。以上の理由により、議会運営委員会がどのような権限で議員の議会外政治活動や名誉毀損事件を審査できるのか。法的な根拠を明確にしていなければこれ以上の審査には協力できないことを宣言して、以後、一切の質問にはお答えできません。以上で発言を終わります。

宮本政志委員長 今、中島参考人から説明がございました。大きく二つあったと思います。まず一つ目はこの付議事項の1点目、名誉毀損事件ですね。名誉毀損事件そのものについては、これまでの議会運営委員会では司法の場ではありませんから、この事象についてどうかという議論には入っておりません。ですから、委員の皆さんは、中島参考人、山田参考人に対する質疑の中で、司法の場を前提としたような質疑というのは控えてください。また、そのような質疑が出た場合は私のほうで取り消させていただきます。それから2点目、先におっしゃった明るいまちの件、こ

これは主に2点目の付議事項、第10回議会運営委員会の諮問事項とも重なりますが、ただ委員の皆さんからの質疑によっては、この付議事項の1点目にも明るいまちが多少関係してくるかもしれません。ただ、こちらから委員の皆さん、明るいまちという政党機関紙そのものを取り上げることに、先ほどまず中島参考人はおっしゃったと思います。あくまで諮問事項は皆さんも把握してらっしゃると思いますが、その中の例えばもう過去の議会運営委員会で、事実確認をしていない記事が云々、あるいは個人を誹謗中傷するような記事が云々ということが、この議会運営委員会の中でも出ております。政党機関紙そのもの、あるいは日本共産党そのもの、そちらのほうの質疑というのも、この付議事項の1点目と2点目の明るいまちに直接関与をするものなのかどうかというところは大きな疑義も生じておりますので、その辺りも質疑の中では気をつけて慎重に質疑をしていただきたいと思っております。今そのように委員会運営を進めていくことを言いましたけど、中島委員の先ほどの御意見と今の私のほうの委員長としての委員への注意事項というのは合っておりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは委員の皆さん、まずこれは付議事項の1点目でありますので、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

伊場勇委員 参考人としてお越しいただきまして、ありがとうございます。初めに、このたび参考人で来られたということなんですが、前回、議会運営委員長名で参考人として呼びしているんですけども、そのときは来られなくて、今回は来られた理由は何でしょうか、お聞きします。

宮本政志委員長 伊場委員、もう少し丁寧に説明していただきたい。つまり、議会運営委員長であります私の名前で参考人招致の要請書を出したと。これは正式な参考人招致ではございません。あくまでも参考人招致は高松議長の名でお出しするものですから、正式な文書と正式な文書でないものを一緒にしてお聞きになると、恐らく回答に困られると思うので、もう一回質疑してください。

伊場勇委員 失礼しました。詳しく言います。この事案については、参考人招致して事実確認をしたいというところを議会運営委員会で決定させていただきました。その際に、議会運営委員長名で、2人に対して、参考人として来ていただいて事実を確認したいというところでお呼びしたと思うんです。そのときは来ていただけませんでした。そして、その後また議会運営委員会決定として正式に議長名でお2人をお呼びしたところ、本日は来ていただきました。その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

宮本政志委員長 伊場委員、正式な参考人招致というのは、委員会で議決を取った後、高松議長の名前で2人に依頼しております。そして、今日2人は出席していらっしゃるんで、その前の私が出した拘束力のない「参考人として出席していただけますか」という文書はお願いの文書ですから、それで出席されないことはなぜですかという質疑は認められません。今日、正式な参考人招致によって参考人として出席していらっしゃるんですから、そのことを前提として、そして付議事項の1点目の中身について質疑に入っていただければと思います。

伊場勇委員 まず、確認でございます。樋口晋也氏の陳情書中に資料がございました。「山口県山陽小野田市議会名で発信される個人アカウントのYouTubeチャンネルについて」という文書です。これについては、議会運営委員会に出されたときに黒塗りで出されたんですよ。要は個人名が書かれていましたから。その個人名については黒塗りで出されていたのですが、これは共産党市議団の2人が出された文書でございますので、その黒塗りの個人名は樋口晋也氏で間違いはないか、確認させてください。

宮本政志委員長 事務局、その前に確認します。共産党市議団から提出された書類は、最初から黒塗りであったのか。黒塗りはない状態で出てきたけれども、個人情報の関係から委員会資料としては黒塗りをした

と思うんだけど、その辺りの事実確認をしたいです。

岡田議会事務局議事係長　ただいま委員長がおっしゃられたとおりでございます。御提出いただいた際には、特に黒塗り等はございませんでした。委員会資料として調整するに当たって、そのように措置したものでございます。

宮本政志委員長　共産党市議団の2人が黒塗りの書類を出されたわけじゃなく、委員会資料として公開になりますから、個人情報保護の観点から黒塗りをして委員会資料として出したということですね。（うなづく者あり）

伊場勇委員　分かりました。それでは、7月14日に共産党市議団が高松議長宛てに出された資料がございますが、この提出した文書に先ほど申し上げました一般市民の氏名が含まれていたことについて、問題意識があるかどうかについてお聞きします。

宮本政志委員長　参考人の方、お答えできますか。

伊場勇委員　問題がないと考えているのか、問題があると考えているのか。市議会議員は公人であるんですけども、議長名で、要は議会に対して一市民を名指しにした文書を出すというところについて、問題があるのか、ないのか、その認識をまず聞きたいです。

宮本政志委員長　伊場委員の質疑は、公開される前提の文書であったのかという質疑ですね。それに市民の名前を記載して、黒塗りもせずに議長に提出したことについて、それはどうなのかという質疑だと受け止めました。共産党市議団のお2人が、それが公開されるということをどのように思っておられたかによって、伊場委員の質疑の方向性が変わってきますね。まず、中島参考人でも山田参考人でも構いませんが、そもそも議長に書類を出されたときというのは、公開することを前提あるいは目的として

出されたんですか。

山田伸幸参考人 言われていることは、何のために後で私たちが取り下げたかということにもつながりますので、公開などとは考えておりません。

宮本政志委員長 そうですね。議会運営委員会で取り扱って、そして参考人招致まで行きましたよね。参考人招致で樋口氏に来ていただいて、参考人招致は終わりましたと。それから現在までの流れというのをしっかり御理解した上で、参考人の方に質疑をしていただきたいと思います。と考えております。

伊場勇委員 今の点についてです。中島議員と山田議員は、連名で山陽小野田市議会議長高松秀樹宛てに文書を出したわけですか。これは議会運営委員会に諮られると聞いていなかったんですか。

山田伸幸参考人 これはそもそも議会運営委員会で諮られるべきものではないということを前提に高松議長に質問したことであって、ですからああいふ形式になっているので、まさかこのようなことになるというのは考えていませんでした。それはよくお分かりのことではないでしょうか。

伊場勇委員 山田議員は、諮られるべきではないと思っていたということなんですけど、諮られるべきではないと思ったその理由はこういったところでしょうか、教えてください。

山田伸幸参考人 そもそも、これは高松議長が私どもに答えていただければ済む問題でした。それがあのような事態を招くというのは考えておりませんでしたし、先ほど言ったように、私たちは名誉毀損などそういったことは一切考えていなかったわけですから、なぜこのようになるのか。今日出席したのも、先ほど中島議員が明確にしたように、議会運営委員会の範疇を超えていると判断しております。

宮本政志委員長 伊場委員の質疑と山田参考人の答弁からすると、議長に書類を提出したときには、中島参考人も山田参考人も、議長がまさか議会運営委員会に諮問をして、議会運営委員会が取り扱うということは全く想定しなかったということだと思います。それから、名誉毀損事件云々ということについては、今までも、本日も、議会運営委員会の中ではそのような前提では扱っていきませんので、その辺りは御理解ください。伊場委員の質疑に関連するような質疑があれば、そちらを優先したいです。あまりあっちこっちに飛ぶと、参考人の2人もなかなか理解しにくいかもしれませんのでね。いかがですか。

大井淳一郎委員 高松議長にこのユーチューブ関連の文書を出したとき、高松議長に対して、これは議会運営委員会に取り扱うべきものではない。高松議員個人として対応してほしいという留保はされたのでしょうか。ただ文書を出しただけではないんですか。ちょっと思い出して答えていただけますか。

山田伸幸参考人 中身を読めばその辺は御理解いただけるものと思っております。本日出てきたのも、やはり、高松議長が文書を出されたと判断しておりますので、それを尊重してここに出てまいりました。先ほど中島議員が言ったように、我々の議会外の政治活動、名誉毀損事件というのは審査すべきではないと。先ほど委員長のほうから「名誉毀損については審査いたしません」と言われておりますけれど、今のままではそれまで行くのかなと感じざるを得ないですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員 私が尋ねているのは、この文書を出すときに、これは公開すべきではないと、議会運営委員会に諮問しないでくれということを行ったかどうかです。お答えください。

山田伸幸参考人 議長にそのように言うておりませんが、後で面談した際には、そのようにきちんと発言しております。

宮本政志委員長 ほかに質疑はございますか。先ほどの伊場委員の質疑に関連して大井委員が質疑されましたけど、そのほかのことでもいいですよ。

伊場勇委員 共産党市議団が高松議長に出された文書が公開されて、それで樋口晋也氏から陳情書が出たわけです。大きな内容の一つとして、陳情者の名誉回復のために共産党市議団の責任の所在を明らかにしてほしいというところがございました。ということは、樋口晋也氏は、名誉を汚されたと思っていらっしゃるんです。一市民がというところについては、まずどういう思いがあるか答えられますか。

宮本政志委員長 伊場委員、樋口氏には参考人として来ていただき、もう意見陳述も終わっておりますから、それを前提とした質疑ですよ。そうすると、その辺りも少し付け加えて質疑をしてください。中島参考人、山田参考人、今の質疑に対しては答弁できますか。答弁しにくいよね。伊場委員、よろしいですか。

伊場勇委員 続いて、樋口参考人は、一市民が問題視した事項についてビラを配ったり、議員を撮影したり、ユーチューブに投稿したりする行為は、対象が公人であるということで法律の範囲内であれば問題ないというところをおっしゃっていました。そういった行動について、樋口参考人は共産党の2人から攻撃されたとお聞きしたんですけれども、まず1点目です。市民がビラを配布したり、議員を撮影したり、ユーチューブに投稿したりする行為は、対象が公人である議員のため、法律の範囲内であれば問題ないという樋口氏の認識についてはどうお考えになりますか。

山田伸幸参考人 今の部分は、先ほど中島議員が言ったように、名誉毀損事件の中に含まれることですから、これはなぜこの場で審議できるのか、この法的な根拠が明確にできる行為なんでしょうか。それができなければ

その答弁はできかねます。

宮本政志委員長　そもそもここは司法の場じゃありませんから、今も、それからこれまでの議会運営委員会の中でも名誉毀損事件そのものについてどうなんだってことは議論していませんし、これからも議論はいたしません。ですから、山田参考人がおっしゃったことは、そうではありませんよと。参考人招致を終えて、そして意見陳述によって疑義が生じた。その疑義について事実かどうかの確認を踏まえて2人にお聞きしたいということで質疑をしていただけたらと思っております。

大井淳一郎委員　このユーチューブアカウントの文書の中で、議員の自宅周辺に配布されたということが書かれております。参考人は、自宅周辺だけではなくてほかの地区にも配っていると否定されておりますが、ここで自宅周辺に配布されたと書かれた理由を教えてください。

山田伸幸参考人　今の件も名誉毀損の範囲内の質疑だと思います。

大井淳一郎委員　自宅周辺に配布されたと書いてあるけれども、参考人は否定されています。なのに、「自宅周辺に配布され」と書いた理由を教えてくださいということで、名誉毀損ということではないと思うんです。事実確認です。

山田伸幸参考人　それは私どもも確認しておりますけれど、どうしてもその確認の必要があるのならば、当該議員、もしくは周辺で調査をされたらどうですか。これは私たちが答えるべきものではないと考えます。

宮本政志委員長　ここは質疑の場です。参考人の中島参考人、山田参考人には反論権は——本市議会は反論権を認めておりませんから、なかなかお2人は難しい立場におられるんですね。そして、委員の皆さんが質疑をされます。そういった件に関して、冒頭に言いましたね。明らかに名誉毀

損事件そのものを扱うような質疑であれば、私はそれは認めませんと。しかし、そうでないと判断して伊場委員や大井委員の質疑は認めました。しかし、参考人の方から、これはもう名誉毀損事件そのものに関わってくるから回答のしようがないという答弁が出た場合は、これは委員長のほうで「いやいや、そんなことはございません。お答えください」ということはできませんので、委員の方が参考人の方から質疑して、名誉毀損事件には直接関与していませんよと、裁いているわけではないですよという説明した上で質疑をしないと、なかなか参考人からの今のような答弁が出ると、質疑が難しくなるかなと思います。だから事実確認が、名誉毀損事件そのものを扱う前提の事実確認じゃないんだっていうところを簡明簡潔に質疑されたほうがいいと思います。

伊場勇委員　それでは、今日お越しいただいて中島議員が発言した中にもございましたが、家族を脅迫したということがございました。高松議長に出された文書の中には、「議員やその家族へのいじめにも等しい不法行為と言わざるを得ません」という書き方をされています。今日、家族への脅迫をしたと断言されましたが、それは事実ですか。

宮本政志委員長　伊場委員、そういう聞き方をすると、あなた脅迫したんですかとお聞きして、そうするとその事件云々のほうに……じゃなくて、脅迫をしたという内容がこの書面の中にあると。でも参考人の樋口さんを呼んだときにはそういう事実はないと。その前提でどうなんですかという聞き方をしないと。脅迫されたんですかって聞くと——ここは裁判所じゃないので、聞き方を間違われると、もう今お2人はいや、なぜその罪というか、そういう犯罪があったかどうかそのものをこの場で答えないといけないんですか。イコール司法の場になるんじゃないんですかって答えられると思うけどな。ちょっと1回整理したほうがいいよ。大井委員とか至誠一心会とかはどうですか。

笹木慶之委員　整理しながら確認したいと思いますので、あえて申し上げます。

もともとの内容からすると、議長から陳情の諮問があったと。それに対しては、参考人招致という方向性でまず話があったとしていますが、まずそこまで問題ないですね。

宮本政志委員長 まず、議長に陳情があったというところはどういうことですか。

笹木慶之委員 陳情書が出て、それは議会運営委員会で受け止めたんでしょう。

宮本政志委員長 陳情書というのはどちらですか。今の陳情書ですか。

笹木慶之委員 最初のところです。

宮本政志委員長 2025年7月22日付の付議事項1点目の陳情書のことをおっしゃっていますか。

笹木慶之委員 そこから始まっているわけですよ。

宮本政志委員長 そこから始まっていると言われても……始まりは今日出席しておられる中島参考人と山田参考人が議長宛てに出した書類から始まっているので、そのことを言っているのか、付議事項の陳情書を言っているのか、どちらか分からないです。

笹木慶之委員 そのことを言っているわけです。

宮本政志委員長 どのことですか。

笹木慶之委員 最初のところです。

宮本政志委員長 だから、議長宛てに山田参考人と中島参考人が出された書類

のことですか。（「そうです」って呼ぶ者あり）付議事項1点目のこの陳情書じゃないということですね。

笹木慶之委員 最初です。それです。陳情書が出ました。いいですか。（発言する者あり）

宮本政志委員長 笹木委員、陳情書と言われると混乱するんですよ。もう少し正確に何についてのことなのかを言ってもらっていいですか。（発言する者あり）笹木委員、整理できたら挙手してください。ほかに質疑はございませんか。

大井淳一郎委員 中段です。「個人による議員やその家族やいじめにも等しい不法行為と言わざるを得ません」と書かれておりますが、家族に対してこの方は言っていないと言っておりました。「いじめにも等しいという不法行為」とは、何をもって不法行為と言っておられるのか、こういうふうに評価された理由を教えてください。

山田伸幸参考人 先ほどの答弁と一緒にです。そこは名誉毀損と言われている部分に含まれていると言わざるを得ません。ですから、それ以上の答弁はできません。

中岡英二副委員長 参考人の方に御出席いただいて、この委員会の中で事実関係を具体的に知りたいために出席されたと思うんです。そうした中で、先ほども出ましたが、ビラが議員の自宅周辺に配布されたとありますが、これはどのような形で実際に見られたのか、どなたから聞いたのか、その辺の事実関係をお聞きしたいんですが。

山田伸幸参考人 記事の内容等についてはお答えいたしません。

中岡英二副委員長 言われることも分かるんですが、出席されている中で、そ

の目的というのが、やはりこの事実確認というのが一つあると思うんですよ。そうした中で、やはりどういう形でこういうことを知られたのかというのは大変大事なことだと思うんですけど、再度、お答えになれないですか。

山田伸幸参考人 先ほど中島議員が言った部分は、議員の議会外の政治活動に当たりますので、それについてはお答えできません。

宮本政志委員長 先日、参考人招致はまず終わっていますよね。その参考人招致で幾つかの点について、参考人から「これは違います」、「こうこうなんです」と確認を取りましたね。そのことについて、まず、本日は中島参考人と山田参考人に参考人として来ていただいて、その事実どうなんですかっていうことを確認、あるいは弁明の機会ということも踏まえてお呼びしております。今日参考人としてお2人がいらっしゃっているという前提で、先ほどから言っているように、中島参考人、山田参考人が「名誉毀損事件そのものに関係してくるのでお答えできません」、あるいはお答えしにくいというのは、これは回答の一つですよ。ですから、そうではなくて、こういったこういう理由でお答えいただきたいということを簡明明白にしてお聞きされれば、答えられる範囲では、参考人のお2人は回答されるんじゃないかなと思います。難しいですか。

伊場勇委員 それでは、違う内容の話を見せてもらいます。まずユーチューブチャンネルに動画としてアップされた内容については、山陽小野田市議会議員の内容が含まれておりました。その中で、事前運動に当たるのではないかというところを陳情された方がおっしゃり、その根拠も示されたわけでございます。動画の中の挨拶回り、また、選挙前の立候補の前について、共産党の2人が議長に出された文面の中には「単なる瀬踏み行為」として記載がされています。これについては、公職選挙法違反を当時、同僚議員が行ったのではないかと云々ざるを得ないところがあるんですが、もちろん動画も御覧になられたと思うので、当時の行動は単

なる瀬踏み行為という認識でよろしかったでしょうか。その確認をさせていただきます。

山田伸幸参考人 今のも明るいまちの記事の中身のことですので、これ以上の答えはできません。

伊場勇委員 今の質疑は、明るいまちの記事のことではなくて、2人が議長に出された文書についてです。

山田伸幸参考人 その文書は取り下げられておりますので、ここではふさわしくないとします。

伊場勇委員 取り下げられたというのは存じていますけれども、一度これがしっかり公開をされておりますので、責任が生じると思います。それでもなかなか答えられないということでもよろしかったですか。

宮本政志委員長 答えられない理由というのが、少しその前提ではなく、本日お2人を呼んだのはなぜ呼んだかって、先ほど私が言ったことなので、それを前提に参考人の方に質疑をされたほうがいいかなと思うんですね。つまり、先ほど笹木委員のほうからも少し出ましたけど、まずはそもそも日本共産党山陽小野田市議団の2人が議長に書類を出したと。その書類は、今日の出席の2人は、まさか議会運営委員会に諮問されることがあるとは思っていなかったと。ただ、議長にこういうふうな形でと言って、意見具申のために出したと。しかし、議会運営委員会に諮問があつて、そして今度は個人情報関係で黒塗りをした。しかし、参考人招致を議会運営委員会で決めるに当たって、その方が果たしてどういう人物なのかということも確認をしましたね。そして、御本人の了解の下に委員会資料として今度は公表する前提として参考人招致を決めました。それから、参考人として樋口さんがいらっしゃったと。参考人招致が終わっていろいろな意見をお聞きした。その内容がどうなのかということ

を、山田議員、中島議員にも聞かないといけないと。これは公平中立、あるいは弁明の機会も含めてです。それが今日なんです。だから、それを前提として質疑をしていただいたほうがというか、それを前提として質疑をしてください。だから、瀬踏み行為の件は確かに出ましたよね。でたけど、伊場委員が言われることと少しちょっと違うニュアンスでしたよね。少し休憩を入れますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）暫時休憩しましょう。

午後 4 時 4 4 分 休憩

午後 5 時 2 5 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。引き続き委員の質疑を求めます。委員の皆さん質疑に当たっては、簡明に簡潔にさせていただきたいのと、それから先ほど参考人のほうから何度もございますように、この陳情書の題名というかな、その中には確かに「名誉毀損事件」という文言が入っていますが、あくまでこの議会運営委員会は、何度も言いますが、司法の場ではありません。名誉毀損そのものについての有無、そういった質疑が入ってしまうと、当然、参考人の2人は答えることができませんし、この陳情書からそれてしまいますよね。ですから、先日の樋口さんの参考人招致から出てきたことについて、参考人の中島議員と山田議員に質疑をしていただきたいということでございます。

伊場勇委員 もう一度確認になるかと思いますが、お聞きしているのは、公開された文書を共産党の方が取り下げられましたが、これは既に公文書となっていますので、請求があれば公開されるわけですよ。その中に書かれている個人名や陳情者が言う事実でないこと、例えば、違法行為を行っているとの記載があることについて事実確認をしたいんですけど、そのことについては答えることができないということなんですか。

山田伸幸参考人 そのとおりです。

伊場勇委員 その理由をもう一度お聞かせいただけますか。

山田伸幸参考人 今、おっしゃったように、名誉毀損ということは、この中身で触れられたことでもありますので、触れられたことに対してここで答弁することはできません。

伊場勇委員 私は、名誉毀損とは言っておりませんで、委員長がおっしゃいましたように、樋口晋也氏から出された陳情書の中で「名誉毀損事件」という言葉が使われておりますが、議会運営委員会としては、名誉毀損事件については問題として取り上げていないんですよ。関係ないと思うんです。名誉毀損事件については議会を関与しないで勝手にやっていただきたいというところが本音なんですけども、それとは離して事実確認をしたいというところなんです。この案件は、もう名誉毀損事件だというふうに、共産党の2人は断言して決めつけられているというところで間違いないんですか。だから答えられないということですか。

山田伸幸参考人 名誉毀損事件と言っているのは樋口氏であります。私たちはそのように考えておりませんので、それについては答えることはできません。

宮本政志委員長 だから、山田参考人が言われていることは、議会運営委員会では名誉毀損事件を全く扱っていませんよ。そして、委員からもその前提があるけど、委員からの質疑に答えることによって、これは名誉毀損事件に関連してくると。そういったことがあるから、今日は冒頭から答えられませんというふうに受け止めたんですけど、その受け止め方で間違っていますか。

山田伸幸参考人 委員長の判断にお任せします。

宮本政志委員長　それと委員の皆さん、先ほど参考人の方から「取り下げられた」という発言がありましたけど、そもそもこれは陳情の受理要件がそろっているから議長が受理されて、そして議会運営委員会のほうに諮問をされたということが前提なので、取り下げられたから質疑ができないとは、委員長としてはそのようには思っていないです。だから、その辺りの時系列と今の要件がそろってから受けていますというところもしっかり理解してください。それと、樋口さんの参考人招致のときの発言も同様です。

伊場勇委員　樋口晋也氏が出された陳情書の題名には「名誉毀損事件」と書かれていますけど、実際に聞き取りで参考人としてお聞きしたときに、「これは名誉毀損事件です」という断言はありませんでした。実際、告発などもされていないと思うんですよ。なので、これは事件としては立証されているわけじゃないと思うんです。ただ、樋口晋也氏は、印象操作や事実でないことを書かれたことに対して遺憾だということなんですよ。意味が分かりますか。なので、名誉毀損事件があるわけじゃなくて、樋口晋也氏はこういう書き方をされましたけど、私が受け取った願意としては、その名誉毀損事件と取り扱ってくれていうわけじゃなくて、公文書になった文書で自分の個人名が書かれており、また印象操作をされたんじゃないかといういろいろな文言があるので、それについて責任の所在を明らかにしてほしいということなんですよ。質問しますけど、今、何か名誉毀損事件として告発されたりなどはあるんですか。僕の知らないところであるかもしれないので、お聞きします。

山田伸幸参考人　そういう仮定だとか、そういったことで答弁できるような状況ではありません。ですから、この問題で名誉毀損事件そのものがどういった展開をするかというのは分かりませんが、その中身に触れることについては答えることはできません。

宮本政志委員長 伊場委員、名誉毀損として云々という事実確認をされたけど、何度も言うけどここは司法の場じゃないので、それは議会の外で（発言する者あり）その告発されたかどうかもとかって言っても、そういった名誉毀損事件そのものについては、もう議会外のことですから。その辺りは分かりやすく質疑していただきたい。中島参考人でも山田参考人でもいいんですけど、そもそも今、答弁の内容によっては名誉毀損事件に当たる可能性があるから答えられないという前提は分からないことはないんですよ。そうすると、人がそもそも議長に出された書類っていうのは名誉毀損に当たる可能性があるとして2人は思ってたから、こうやってなかなか答えられないのかなと思っていて、そういうことはないですか。

山田伸幸参考人 これは相手が判断することです。しかも議会への陳情は、名誉毀損事件とはっきりうたっているわけですから、それに付随する答弁というのは絶対にできません。

宮本政志委員長 ほかの委員の方、質疑はございますか。

大井淳一郎委員 答弁は大体想定できるんですが、淡々と行きます。11行目です。公職選挙法の解釈や判断など一般市民にできるわけもないのにと言われております。これに対して陳情者は「一般市民に判断できないとなぜ決めつけるのか」と反論されております。これについてお答えください。どういう意図でこういうふうにかかれたのか。

山田伸幸参考人 本人がどのように思うかっていうのは分かりませんが、それも今の読み上げられたところそのものが、名誉毀損事件の範囲内に入っている問題だと考えます。

大井淳一郎委員 先ほど少し述べたところもあるんですが、改めて聞きます。「議員やその家族へのいじめにも等しい不法行為」と書いてあります

が、何がいじめなんですか、冗談じゃありません」と言っておられますが、このように表現されたことに対して何か言うことがあればお答えください。

山田伸幸参考人 言うことはありません。

宮本政志委員長 ほかに質疑はございますか。委員の皆さん、今日、中島議員と山田議員は参考人として出席をしておられます。先ほどから、少し論点整理をされたいということで暫時休憩を取っておりますが、少し長めの休憩になっております。今日の本来の議会運営委員会の付議事項は、皆さんのほうには早めにお伝えして、各会派でしっかり議論をして、今日参考人として呼び出した上で何を質疑をするかというのはまとめてこられているはずですから、あまりずっと間が空いてというのは、委員会運営としてはいささか疑義が生じます。委員の皆さん、質疑がありましたら、質疑をしていただけたらと思います。

中村議会事務局次長 参考人への質疑の最中ですが、事務局からお伝えしたい案件がありますので、ひとつ委員長から休憩をしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 暫時休憩に入ります。

午後 5 時 3 8 分 休憩

午後 5 時 4 0 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。委員の皆さん、質疑はございますか。

伊場勇委員 樋口晋也氏が参考人で来られて言われたことなんですけれども、

そのときに同僚議員に対するインタビューの音声を流されました。そのときに、選挙活動として陳情者はおっしゃっておいりました。そのことについて高松議長に出された文書には、単なる瀬踏み行為というふうに書かれていましたが、その認識は間違いないですか。

宮本政志委員長 質疑の内容は分かりましたか。（発言する者あり）もう一度質疑をお願いします。

山田伸幸参考人 それらはその中身に触れることでありますので、答えることはできません。

大井淳一郎委員 この文書の6行目から7行目の「動画がユーチューブにアップされる事態にまでなりましたが、どんな大変な事態なのでしょうか」と言っておられますが、これを印象操作ではないかということを反応されております。これについて、このように書かれた理由をお答えください。

山田伸幸参考人 今の質問も同様です。委員会の中でのことは関係する発言だと考えますので、それは答弁できません。

大井淳一郎委員 最後の3段落目ぐらいです。「ユーチューブのアカウント名が山口県山陽小野田市議会として全世界に公開されていると。これはまるで山陽小野田市議会が特定議員に対して公選法違反を問題にし、責任を追及しているかのように全世界に発信され、全世界の人々から受け止められかねません」と書かれておまして、このように書かれた意図をお答えください。

山田伸幸参考人 それも委員会の中で起きたこと、あるいは記事として書かれたものですから、それ以上のことは発言できません。

大井淳一郎委員 こういった文書を書かれて、最後に議長に幾つか質問されております。その中で「このようなユーチューブアカウントの削除を求める考えはありませんか」と言われております。議長にそのような権限があるかどうかということもあるんですが、このように議長に問われた意図をお答えください。

山田伸幸参考人 それは取り下げたことですので、ここでは発言をいたしません。

中岡英二副委員長 この文書の中で、「単なる瀬踏み行為として、選挙前に立候補者が立候補に当たって誰もが行っている行為です」とあります。これは何か確証を得て言われているのでしょうか。

山田伸幸参考人 それも資料として出されたものでありますので、委員会のことに付随しますから、答弁できません。

伊場勇委員 樋口参考人をお呼びしたときに、明るいまちの記事の中にも触れられました。その中で「前田議員は所属会派の議員から樋口氏に謝罪するように説得され、会派控室での樋口氏への謝罪を高松議長が段取りしたと言われています」というところでございますが、これは確認された事項でございますか。事実でしょうか。

山田伸幸参考人 その記事に関することは、先ほどから言っているように、委員会に関することでもありますので、発言をいたしません。

伊場勇委員 続けます。その記事の後、「高松議長は樋口氏の庁舎内での撮影行為に関しても、市の許可は取っているといたします」というところです。これも事実でしょうか。確認します。

山田伸幸参考人 記事の内容についてはこの委員会の発言に付随しますので、

こちらからそれについて答弁することはありません。

大井淳一郎委員 参考資料と出されております明るいまちに、これは違法行為だ、樋口氏のユーチューブアカウント名は山陽小野田市議会を詐称していると記事で書かれておりますが、この意図についてお答えください。

山田伸幸参考人 それも資料として出されたものでありますので、委員会の中身に触れますので、それについては答弁できません。

大井淳一郎委員 同じくこの資料で囲み記事で書いてあります「この4年間に、なぜか創政会以外の議員が謝罪に追い込まれている」ということで、今回の件も含めてこのように書かれておりますが、こういった根拠を持ってこのようにまとめられたのでしょうか。

山田伸幸参考人 先ほどから言っているように、資料で使われたようなものについては答弁できません。

大井淳一郎委員 明るいまちの記事の中で、「右翼的政治団体代表の樋口氏が、フェイスブック等で前田議員への執拗な個人攻撃を行っている」と。家族までも恐怖を感じるような異常な追及行動が行われたとありますが、どのような根拠を持ってこのように書かれたのでしょうか。

山田伸幸参考人 それも記事の内容に触れますので、ここでは触れません。こちらから答弁をいたしません。

伊場勇委員 共産党の方々が議長に出された文書について、この内容については共産党2人の責任があるという認識でしょうか、お聞きします。

山田伸幸参考人 取り下げた文書についての言及はいたしません。

大井淳一郎委員 確かに取り下げたということは常々言われておりますが、こうして公文書で出されたものは情報公開請求の対象となり、情報公開請求がなされたら黒塗りの形とはいえ、これが文書として出てきます。そのことの認識はあったでしょうか。

山田伸幸参考人 取り下げられた文書について、ここで言及はいたしません。

大井淳一郎委員 情報公開請求の対象となり得ることは認識されているでしょうか。

山田伸幸参考人 それがどのように扱われるかというのは、私たちが仮定の上で話をするようなことはできませんので、ここではお答えできません。

大井淳一郎委員 情報公開請求の対象となる認識がなかったということですね。

山田伸幸参考人 認識がどうこうじゃなくて、そういった文書のことに関して、ここでは答弁はいたしません。

宮本政志委員長 大井委員、認識がありましたかということをお聞きになられたけど、そういったことも含めてお答えはできませんということです。そのほか質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上で質疑を終了いたします。参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日は貴重な御意見を述べていただき、お礼申し上げます。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査や議会運営のほうに十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会の暫時休憩に入ります。御協力誠にありがとうございました。

午後 5 時 5 0 分 休憩

宮本政志委員長 それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。続きまして、本日の付議事項の 2 点目、第 10 回議会運営委員会における諮問事項についてを議題として審査を行います。こちらも本日は参考人として中島好人議員、山田伸幸議員の出席を得ております。重ねて本委員会への御出席を感謝するとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。議事については先ほどと同様に行います。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言してくださいませよう、お願い申し上げます。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あわせて御了承をお願いいたします。では、委員から参考人に対する質疑を求めます。質疑はございますか。

大井淳一郎委員 これはもう 1 年以上前の話になるんですが、明るいまち 9 2 1 番のことを諮問されたと記憶しております。「陳情は市民の権利と高松議長が擁護。議会を萎縮させる陳情連発」といった内容の記事だったということでございます。この中で「高松議長が、陳情は市民の権利だどこのような特定の議員を狙い撃ちした陳情さえも受理している」と書かれておりますが、このように評価された理由をお答えください。

山田伸幸参考人 これは議会外のことでありますので、答弁はいたしかねます。

大井淳一郎委員 議会外のことではないと思うんですよ。記事の中で議会のことを書いていますので。そちらの立場から言うと、高松議長が特定の議員を狙い撃ちした陳情を受理しているじゃないかと批判されておりますが、この意図をお答えください。

山田伸幸参考人 先ほどの答弁と同じであります。

大井淳一郎委員　これが議会外のことと言われる意図をお答えください。

山田伸幸参考人　ですから、私どもが発行する明るいまちというのは議会外のことになります。議会内の問題についてだけを答弁するわけですが、この明るいまちがどういう記事でどういう内容でということについては答弁することはできません。

大井淳一郎委員　いつか問題になった議会外での街頭活動について、議会運営委員会がどうこうするのはどうかというのはまだ分かるんですが、これは高松議長がこのような内容でも陳情を受けているということ批判されていますよね。陳情を受けるというのは議会の中のことじゃないですか。議会外という理由はどうかと思うんですが、なぜこのように書かれたかをお答えくださいってことです。

山田伸幸参考人　議会運営委員会は、議会運営に関することを扱うことを主としておりまして、議会外の我々の機関紙について発言はできないと考えております。

大井淳一郎委員　ちょっと納得いかないところもあるんですが、次に行きます。「彼の威圧的で傍若無人の行動に誰も異議を出せない。それが今の市議会の情けない姿」と断じておられますが、この意図についてお答えください。

山田伸幸参考人　記事の内容については、先ほどと同様の答弁です。

伊場勇委員　今の大井委員の指摘された事項について、議長は「事実に基づかない」とおっしゃっていましたが、それについてはいかがでしょうか。

山田伸幸参考人　記事の内容について、ここで議論はできないと考えておりますので、答弁はできません。

大井淳一郎委員 記事のことについてはお答えできないというのは分かったんですが、この明るいまち第921で書かれたことは事実に基づいて書かれたと理解してよろしいですか。

山田伸幸参考人 これについては、議員団で検討して書いたものでありますので、その内容について答弁はいたしかねます。

大井淳一郎委員 いやいや、明るいまちは事実に基づいて書かれたものかを聞いているんです。

山田伸幸参考人 ですから、明るいまちの記事の内容については、議会運営委員会が扱うべきではないということを最初に述べておりますので、それ以上のことについては答弁できません。

大井淳一郎委員 事実に基づいて書いているかどうかを答えればいいだけなので、内容については聞いておりません。

宮本政志委員長 今、大井委員の質疑は、事実確認をしっかりとっておられますよね、その前提で書かれているんですよねという質疑に対しては、もうその明るいまちそのものに対する質疑になるから答えることができませんという答弁ですよね。ですから、少し質疑を変えていかないと、同じ内容の質疑ですと答弁も同じ答弁という繰り返しになると思いますね。

笹木慶之委員 同じ答弁かもしれませんが、非常に重要な案件ですから確認をしたいと思います。まず、記事を書くに当たってはどのようにお考えかが1点。どのように考えておられますか。

宮本政志委員長 笹木委員、記事を書くに当たってはどのようにお考えですかというのが、ちょっと抽象的というか、もう少し具体的に。

笹木慶之委員 事実確認を正確にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 先ほど大井委員が何度か聞いた質疑と同じですけど。

山田伸幸参考人 この記事については私たちの政治活動の一環でありますので、それについて、この議会運営委員会と言われるものではないと。先ほどから言っているように、そもそもここで取り扱うこと自体が間違っているということを最初に中島議員が宣言したとおりです。

笹木慶之委員 しかし、ややもすると間違いの内容がある場合もありますが、その場合にはどのような訂正をされますか。どのような対処をされますか。

山田伸幸参考人 どのように訂正するか、あるいはその記事をどう扱うかというのは、我々の政治活動でありますので、それについてここでは答弁するものではありません。

伊場勇委員 今、問題になっている記事が出る前に、過去の議会運営委員会において、明るいまちという機関紙に事実確認をしない記事や個人を誹謗中傷するような記事があるという点について、記事を書くに当たっては必ず事実確認を行うべきこと、そして、記事の内容が不適切ではないかをきちんと確認すること、また内容が不適切であった場合には是正措置を適正に行うことを求めた経緯がございました。その結果、2人の議員から、事実確認をしない記事を掲載したことがあったため、改めて記事を精査し、訂正記事などの措置を適切に行うとの回答があったんですが、このことは覚えていらっしゃいますか。

宮本政志委員長 覚えていらっしゃいますかっていうよりも、伊場委員、それはもう過去の議事録を前提として発言があったわけですよ。ですから

覚えてらっしゃいますかではないですよ。

伊場勇委員 質問を変えます。そのことを確認したことがございましたので、引き続き事実に基づいて書かれているという認識でよろしかったでしょうか。

山田伸幸参考人 今の質問も、先ほど同様に我々の政治活動に対する質問になりますので、これはお答えできません。

宮本政志委員長 今、伊場委員が指摘した発言というのは、議事録にも残っていますよね。ですから、このたびの付議事項2点目について、事実確認云々についてということで質疑をされて、先ほど山田参考人から答弁があった。そのほかに質疑はございますか。

伊場勇委員 今後の話をしますが、これからまた政党機関紙に様々な内容を出されると思いますが、その内容についてはしっかり事実を基に書かれること。そして、もし間違いがあったら訂正をする、適切に処置を行うということの認識はございますか。

山田伸幸参考人 記事の内容について、それは私たちの政治活動の一環としてあります。議員の政治活動について、ここで言われるものではないと思いますので、答弁はできません。

宮本政志委員長 ちょっと伊場委員、気を付けないといけない。今、政党機関紙という言葉が出たので、共産党が発行する政党機関紙について事実確認が云々といったところに入ると。ですから、その辺り少し気をつけないといけません。

伊場勇委員 すみません、言い方がまずかったです。明るいまちについての事項でございました。訂正いたします。

中岡英二副委員長 「陳情は市民の権利と高松議長が擁護。議会を萎縮させる陳情を連発」とありますが、この事実確認をしたいです。

宮本政志委員長 その事実確認がしたいということをもう少し具体的に言ってください。

中岡英二副委員長 どのぐらい議会を萎縮させる陳情を連発したのかをお聞きしたいんですが。

宮本政志委員長 どれぐらい連発したのかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）難しいですね。答えにくいんじゃないかな。

山田伸幸参考人 議事の内容については、先ほど言ったように、私たちの政治活動の上で熟慮した上で書いておりますので、その問題について、政治活動の中身をここで指摘されるようなことはあってはならないと思いますので、答弁はいたしません。

宮本政志委員長 中岡副委員長、もう少し詳細を言うと、特定の議員を狙い撃ちした陳情さえも受理していますという内容が当時あったよね。そういったことというのは、当時、事実として認識して明るいまちに載せたんですかと聞いたかったのかな。そのように、ある程度具体的にきちんと明確にして参考人に質疑しないと、参考人の2人にとっても約2年、1年10か月近く前の話なので。それと内容はともかくとして、そもそも先ほどから政党機関紙である明るいまちの内容についてこうこうは答えすることはできませんという答弁ですから、そういったことも踏まえて、ほかに質疑はございますか。

伊場勇委員 お2人の政治活動を否定するわけではなくて、記事だったり、議員としての発言だったりについては、うそをつくことはよくないという

御認識がありますよね。

山田伸幸参考人 今の質疑は、私たちの政治家としての姿勢を疑った発言でしょうか。（発言する者あり）そういうことを肯定したような発言だったので。（発言する者あり）いやいや、そういうふうな発言に聞こえました。うそ偽りを言ったようなそういうことは。（発言する者あり）ですから、そういった質問は間違っていると思います。

宮本政志委員長 参考人、後からその事実ではなかった、あるいは少し事実と違っていたっていうときは、どのようなことをされるんですかね。

山田伸幸参考人 訂正記事のことを言われていると思うんですけど、それはあります。しかし、その内容については、ここでは答弁することはできません。

宮本政志委員長 訂正しなければならないときはきちんと訂正しておりますということですね。それは皆さんも目にされたことあると思いますけどね。そのほか質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終了いたします。参考人の方に一言お礼申し上げます。本日は貴重な御意見を述べていただき、お礼申し上げます。誠にありがとうございました。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は長時間に渡りました。誠にありがとうございました。それでは、ここで暫時休憩に入ります。

午後 6 時 1 0 分 休憩

午後 7 時 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。本日の付議事項の 1 点目、

参考人招致は終わりました。2点目のほうも先ほど参考人招致が終わりました。まず、付議事項の1点目について参考人招致が終わったことを踏まえて、委員のほうから御意見を頂きたいと思いますが、御意見はございますか。

伊場勇委員 先ほど参考人にいろいろ質疑をさせていただきました。その中でもそもそも参考人に対して確認したかった事項については、陳情者樋口氏が来られたときに言われたことの事実確認でございましたが、今の段階で事実がどうかというところまでは至っていないと思います。この対応については、一度持ち帰らせていただいて、また会派等で方向性等を決める必要があるかと思しますので、今日のすぐの回答とはならないと考えますがいかがでしょうか。

宮本政志委員長 ほかの委員の皆さん、どうですか。

大井淳一郎委員 私も今、伊場委員が言われた案のとおりでよろしいかと思えます。

宮本政志委員長 至誠一心会、笹木委員どうですか。

笹木慶之委員 内容については、ある程度、しっかり聞いたつもりですが、なかなか答えが出てこない。持ち帰りますとか何か変な答弁されていたけど、それだけでは結論が出ないという状況が見えましたということで、やはり持ち帰って議論せざるを得ないかなと思います。

宮本政志委員長 それでは、委員の皆さんは、一旦会派に持ち帰りましょうということで構わないんですけど、陳情書はこちらの議会運営委員会のほうで議長に回答をお送りしないといけませんから、しっかり会派で議論をして、次の議会運営委員会でこれを扱うときに深い議論ができるように、各会派のほうでよろしく願いいたします。付議事項の1番につい

て、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは付議事項の2点目について、こちらも参考人招致が先ほど終わりましたけど、委員の皆さん、御意見等はございますか。

伊場勇委員 このことについても、本日、共産党の2人をお呼びして質疑をさせていただきました。事実かどうかというところについては、共産党の2人は、議会外の政治活動のことについてはお答えできないというところでもございました。やはり事実かどうかを確認したかったんですが、それができなかったというところについては、まずこの諮問を受けた際に、問題になっている広告物の文書については、「議長としては事実に基づかない、さらに住民の信頼を大きく損なう部分だと思っております」と諮問いただいたところでもございますので、この部分について思うことは、やはり議員が出す広告物については必ず事実確認を行うということと、内容が不適切ではないかきちんと確認すること、また、不適切があった場合には是正措置を適切に行うこと、誹謗中傷等の内容は書かないことということを、改めて全議員に徹底することが必要であろうかと考えますが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 今、伊場委員から四つの意見がでました。事実確認をしっかりとしましょう。それから不適切かどうか、この辺りもしっかり確認しましょう。事実と違うこと、あるいは不適切であった場合は訂正をしていくこと。それと、誹謗中傷に関してはしてはならないと。ほかの委員の皆さん、今の伊場委員の意見についてはどうですか。

大井淳一郎委員 これは前から問題となっているんですけども、議会外の行為について議会運営委員会では審査できないとよく言われます。ただ、議会外の、本当に街頭活動などの議会以外の活動に関してはそのように言えるところもあるんですが、議会内のことを取り上げてそれを記事にしているんですよ。これを議会外と断じていいのかっていう疑問はありますし、やはり公人ですので、そういった伝播性というか影響力もかなり

ありますので、事実に基づいて書かなければいけないというのは当然のことだと思っております。今、伊場委員が言われたようなところは問題提起として今後考えていかなければいけないと思っております。

宮本政志委員長 今、大井委員が言われたのは、発行物とか、広告物以外にも例えばXとかそういったものでもやはり注意が必要ですねっていうことかな。

大井淳一郎委員 全国的に、SNS上での議会批判する議員の発言というか書き込みが問題になりますよね。それに対して、議会がどのように対応していくかということは、本当に今後の課題として議論しなきゃいけないことだと思っております。

笹木慶之委員 私も先ほど申し上げたように、事実確認をしっかりと、そして、改めて精査をしながらそういった対応をするということでした。聞いた範囲の中で感じたことは、やっていますということなんですけれども、一番大事なことは議員として議会活動するときには、やはりもっと謙虚に受け止めて、しっかりと、いわゆる真摯な気持ちで対応するということが大事だと思います。政治倫理の問題も関わってきますが、やはりその点をきちんと整理しながら現実的なものを求めていかないと、なかなか調査がスムーズにいかないという感じがしました。したがって、そういった事案については非常に曖昧なところもありますが、やはり謙虚に真摯に受け止めて、そしてしっかりと対応することの重要性が求められると思っています。したがって、そういうことを前提とした我々の会派としての考え方をまとめていきたいと思っています。

宮本政志委員長 伊場委員、大井委員、笹木委員がおっしゃることを私のほうで委員長としてまとめますけど、これはもう全議員にしっかりと周知したほうがいいという意見だと受け止められたんですけど、どうですか。

大井淳一郎委員 きっかけは明るいまちなんですけども、私も含めてSNSで発信している議員が心がけていかなければいけないことだと思いますので、自戒の念を込めて、そういったことは全議員に周知すべき内容だと思います。

伊場勇委員 大井委員のおっしゃるとおりだと思います。しっかり徹底すべきだと、その一言に尽きます。

宮本政志委員長 そうですね。今、大井委員が言われたことがすごく重要で、このたび、議長の諮問は明るいまちがきっかけでしたが、明るいまちだけが悪いわけではなく、そのほか大井委員が言われたいろいろなこと、全議員がやはりもう一度確認をしていくべきことでしょうかということですよ。昨年の1月14日からもう1年8か月ぐらいたっているわけです。ですから、議長から諮問を受けてかなりの日数が過ぎて、今このような形で深く議論ができるように参考人招致までして、取扱いをしたっていうのは、私の委員長としての責任を非常に強く感じております。これだけ長く引き延ばしたということに関しては申し訳ないと思っておりますので、この場をお借りして謝罪を申し上げたいと思います。今、皆さんから頂いた案を、これは議長からの諮問ですから、議会運営委員会として議長に答申をしないとイケません。ですから、私としては今の皆さんの意見を集約して、そして文面で議長のほうに答申をします。答申の内容に関しては案をお示しいたしますので、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次回以降も近い議会運営委員会の中で私の案をお示ししましょう。付議事項2点目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項3点目、その他に入ります。委員の皆さん、その他ございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）事務局からは大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）副議長、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、本日の第62回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 7 時 9 分 散会

令和 7 年（2025 年）9 月 1 日

議会運営委員長 宮 本 政 志